

二〇二五年度 大学院(修士課程) 入学試験問題

(文学研究科 日本史学専攻)

(科目名: 専門科目)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

2024年9月7日(土)

専門科目筆答試験(日本史学専攻) 一般入試問題(1/3)

1 次の(一)～(八)の論述問題から二題を選んで答えなさい。(選択した番号を明記すること)

- (一) 池上曾根遺跡について、論述しなさい。
- (二) 摂関政治について、論述しなさい。
- (三) 室町幕府の管領制について、論述しなさい。
- (四) 無二念打払令について、論述しなさい。
- (五) 真宗各派の大教院分離運動について、論述しなさい。
- (六) 戊申詔書について、論述しなさい。
- (七) 檀像彫刻について、狭義と広義の二つの解釈をよまえて論述しなさい。
- (八) 地球環境の変化の要因とそれが文化財建造物の劣化に与える影響、その対策について、論述しなさい。

二〇二五年度 大学院(修士課程) 入学試験問題

(文学研究科 日本史学専攻)

(科目名: 専門科目)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

2024年9月7日(土)

専門科目筆答試験 (日本史学専攻) 一般入試問題 (2/3)

Ⅱ 次の(一)～(四)の史料問題から一題を選んで答えなさい。(選択した番号を明記すること)

(一) 次の史料を読んで設問に答えなさい。

壬戌、^①嵯峨内相藤原朝臣仲麻呂等言、臣聞、^②陛下功不朽、有国之通規、思考無窮、承家之大業、^③繩墨古記、^④淡海大連高御宇皇帝、天
網聖君、^⑤聰明睿主、^⑥考正制度、^⑦創立章程、于時、^⑧功田一百町、^⑨賜臣曹相藤原内大臣、^⑩哀歎老臣享内之績、世々不絶、伝至于今、爾來、
臣等因積相弊、^⑪冠蓋連門、^⑫公卿奕世、^⑬方恐、^⑭富貴難久、^⑮榮華易竭、是以安不^⑯忘危、夕惕如厲、忽有不慮之間、^⑰風從作逆、^⑱殆傾皇室、
將滅臣宗、未報先恩、^⑲甚爾幾敗、^⑳冀修冥福、^㉑長保顯榮、今有^㉒山階寺維摩會者、是内大臣之所起也、願主垂化、三十年間、無人紹興、
此会中興、乃至藤原朝庭、^㉓鳳子太政大臣、^㉔傍機堂之將廢、^㉕歎為山之未成、^㉖更發弘誓、^㉗追繼先行、則以每年冬十月十日、始關勝筵、至
於内大臣忌辰、終為講了、此是、^㉘善導皇宗、^㉙住持弘法、^㉚引導尊靈、^㉛催物学徒者也、^㉜伏願、^㉝以此功田、^㉞永施其寺、^㉟助維摩會、^㊱歌令興
隆、^㊲遂使内大臣之進業、^㊳与天地而長存、^㊴皇太后之英声、^㊵俱日月而遠照、^㊶天恩曲垂、^㊷儻允臣具、^㊸請、^㊹下主者、^㊺早令施行、^㊻不任微願、^㊼輕
煩聖職、^㊽駭々兢々、^㊾臨深履薄、^㊿勅報曰、^㊽脩省表表、^㊾報德惟深、^㊿勸学津梁、^㊽崇法師範、^㊾朕与卿等共德茲因、^㊿宜告所司令施行、

(『經日本紀』天平五年元年閏八月壬戌)

- 問一 傍線部①の官職と人物について、説明しなさい。
- 問二 傍線部②の内容について、説明しなさい。
- 問三 傍線部③について、史料の記述をもとに説明しなさい。
- 問四 傍線部④を読み下し文(漢字仮名交じり文)にしなさい。

(二) 次の史料を読んで設問に答えなさい。

(宝治元年六月) 九日庚寅、晴、(下略) ^①自關東飛脚到來、^②當時甲子細、^③去五日前若狹守素村、^④三浦景也、^⑤已擲機打立、^⑥仍時頼參
將軍家、^⑦亦遣打手等石駮、^⑧亦放火、^⑨風吹掩之、^⑩素村落了、^⑪各道人頼朝卿、^⑫幸堂自書、^⑬已午未三々時決勝負事、^⑭素村、^⑮光村、^⑯素
村、^⑰以下三浦一族皆被誅了、^⑱惣自書之禮及三百人云々、^⑲森入道日来為^⑳時頼方敗、^㉑遂回意素村、^㉒同被誅畢云々、^㉓去年以後素村亦難
威勢、^㉔今以如此、^㉕日来有種々の惑説、^㉖不及信用之處、^㉗果以如此、(下略)

(兼善記)

- 問一 傍線部①を読み下し文(漢字かな交じり文)に改めなさい。
- 問二 傍線部②を転記して、訓点を施しなさい。
- 問三 傍線部③の「時頼」について、知るところを説明しなさい。
- 問四 右の史料全文を、現代語に訳しなさい。

二〇三年度 大学院(修士課程) 入学試験問題

(文学研究科 日本史学専攻)

(科目名: 専門科目)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

2024年9月7日(土)

専門科目筆答試験 (日本史学専攻) 一般入試問題 (3/3)

(三) 次の史料を読んで設問に答えなさい。

謹言上

① 瀧州一宮南宮社御朱印之儀、前々敷代之御朱印者、慶長五年二石田治部少輔逆心之時、安国寺等之逆徒、南宮ノ中山ニ居陣出、社内儀申候、焼失仕候。乱後二一ツ一ツ証文拾出申候、東照權現様江訴訟申上候処ニ、御遺言ヲモ被為仰付、神體ヲモ御加増可被下之旨、御託被成候間、重而御朱印御取候而、可被下之由、大久保石見殿被仰、寺社法度書并御托紙被下、于今所持仕候、台徳院様御代ニ、於伏見御朱印被下初ハ、^②大僧正様ヲ奉頼、証認申上、御朱印可被下ニ相趣申候ニ、御朱印所々へ被下時分、相詰申社人相煩、不罷出候故、相違仕候、其後数度証認申上候得共、御次而無之由ニ運々仕候、南宮者御武運長久之軍神、御子孫御繁栄之尊神ニテ、別而天下之御祈禱所、無慮大社之儀ニ御座候間、今度御朱印頂戴仕候ニ、偏ニ所希候、已上、

寛永十四年三月 日

美濃南宮 橋本坊 (花押)

寺社中

御奉行所

(不破文書)

※台徳院ニ徳川秀忠、大僧正ニ南光坊天海

問一 傍線部①を読み下し文(漢字かな交じり文)にしない。

問二 全文を現代語訳しない。

問三 傍線部②の人物について、知るところを記しない。

問四 文中の「石田治部少輔逆心」について説明しない。

(四) 次の史料を読んで設問に答えなさい。

万民ヲ保全シ永世不朽之皇基ヲ確定スルハ固ヨリ万機公論ニ出ルニ在テ即御誓文之大本ニ依テ^①当夏議政行政ノ御制度相立各府藩県ヨリ徴貢士之法御設相成候儀即御政体之通リニ候然処春來兵禍引統候ヨリ御誓文之御趣意或ハ米々周達セサルモ有之候処当今追々四方鎮定亦前奈之通広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシトノ御趣意ヲ以テ般改テ被仰出東京旧姫路邸ヲ以テ当分^②公議所ト御定相成來春ヨリ開議致シ候様被仰出候間各彼我之私見ヲ去リ公明正大之國典確立之処ニ熟議ヲ遂テ御誓文之御趣意貫徹候様御沙汰候事

但開議期日御規則等ハ追テ御沙汰可有之候事

③ 別紙之通被仰出候ニ付当年之儀ハ御暇下關候間勝手次第精進可致候ニ來正月中無遅滞東京へ可罷出候様御沙汰候事 (中略)

諸藩公議人過日早々真上可致旨相違候処於東京別紙之通被仰出候ニ付へ來正月中罷下候様可致候尤未々不差出藩々モ同様相心得正月中屹度差出可申候事

(明治元年二月六日第一〇三五)

問一 傍線部①の「制度」の名称と内容について、述べなさい。

問二 傍線部②について、知るところを述べなさい。

問三 傍線部③をすべて平仮名で記しなさい。

問四 全文を現代語訳しない。